

12月3日(木)～9日(水)は「障害者週間」です

この週間は国民の間に広く障害者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障害者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

この機会に誰もが暮らしやすい地域共生社会や障害のある人となない人との相互理解について考えてみませんか。

各種障害者手帳の取得や障害福祉サービスの申請、その他障害福祉に関することについては、お気軽にご相談ください。

福祉課障害福祉班 ☎84-1257



少しの気遣いで取り除こう! 社会的障壁(バリア)

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法)が、平成28年4月から施行されています。この法律は、民間事業者や行政機関を対象に、障害を理由とする「不当な差別的取扱いの禁止」や、障害のある人が日常生活を送る中で「障壁」となるものを取り除く「合理的配慮の提供」などを定めています。

●合理的配慮の具体例

- ①身体障害のある方へ車いす利用者が移動しやすいように、通路の幅や段差解消に関して配慮を行う。
- ②聴覚障害のある方へ筆談やイラストで案内する。
- ③視覚障害のある方へ声による読み上げ、点字を活用する。
- ④知的障害のある方へ難しい漢字にふりがなをつける。予定の変更が発生したら、早めに伝えて納得してもらう。
- ⑤精神疾患のある方へ、必要な情報を簡潔に分かりやすい言葉で説明する。
- ⑥発達障害のある方へ、人込みや音などの刺激の多い場所で、気持ちを落ち着かせる空間や場所(カームダウンエリア)の配慮を行う。

合理的配慮の内容は、障害特性や病状などそれぞれの場面・状況で異なります。

職場・学校・日常生活の中で、一人一人の小さな気遣いが求められています。障害のある人もない人も共に暮らしやすい町にしていきたいと思います。

障害者等用駐車場の必要としている人がいます



障害者等用駐車場は、車いすを利用している方や車の乗り降りや歩行が困難で配慮が必要な方のために、車のドアを大きく開けて乗り降りできるように作られた駐車場です。

最近では、公共施設やショッピングセンター、飲食店など多くの方が利用する施設において障害者等用駐車場の整備が進んでいますが、障害者等用駐車場を必要としない方が駐車してしまい、必要な方が駐車できずに大変困っているところがあります。

① 必要な方、必要な方が駐車していただき、必要な方のために空けておきましょう。

福祉課障害福祉班
☎(84)1257

② 必要のない方の駐車はご遠慮いただき、必要な方のために空けておきましょう。

③ 必要のない人が「出まうと困る人がいます」という声が寄せられています。

④ もし、必要のない人が「出入口に近いから」「すぐに戻ってくるから」と障害者等用駐車場に車を駐車してしまつたらどうなるでしょうか。本来必要とする方が困つてしまい駐車ができなくなつてしまいます。